

藏人
金毛白虎

子武松人
善武松

明人
子武松

了
長長武松

乃
武松武松

以
武松武松

何
武松武松

乃
武松武松

高橋三郎

しんぶん

西村有

徳川

有名人

しんぶん

高橋三郎

しんぶん

いふふふふふふふ

守りてふふふふふ

りてふふふふふ

ふふふふふふふ

てふふふふふふ

ふふふふふふ

てふふふふふ

ふふふふ

乙卯年

十月十二日 五更風

壬子年

壬子

安

吳

後



上列相
王上
石女
年

【本文解説文】

一筆致啓達候、寒冷
相増候得共、各様弥
御清栄珍重御事
存候、然者當月二日
大地震之義(事)ニ付
今度其御領分桐生
新町と大工其外諸
職人差遣候内(由)、先日
大工貳拾人并鳶拾人
都合三拾人早々差遣
候之儀、長沢新助江
及沙汰候処、態々飛脚ヲ
以委細申達候筈ニ付
何分以精々ニ而急遽
着府いたし候儀、御頼
申候、尤右三拾人之者共
家内等も有之義ニ而
彼は御差支之事も可
有之候間、右職人作料
之内壺人ニ付壺両ツ、
前借為致候ニも不苦候
之間、其節者御陣屋
守兩人江為立替、来
月十五日納御才覚金
と差引故可被成候、委細
者長沢と可申遣筈ニ付
文略いたし候、右之段
可得御意如此御座候
恐惶謹言

十月十二日 五十嵐熊平

玉上甚左衛門様
組頭

安左衛門殿
四郎兵衛殿
清 藏殿

(包紙)

「印

上州桐生新町 酒井大学頭江戸上屋敷
玉上甚左衛門様 五十嵐熊平
」

【本文読み下し】

一筆啓達致し候、寒冷
あい増し候えども、各様いよいよ
御清栄珍重御事(に)
存じ候、しからば当月二日
大地震の義(事)に付
今度その御領分桐生
新町より大工その外諸
職人差し遣わし候内(由)、先日
大工二十人ならびに鳶十人
都合三十人、早々差し遣わし
候の儀、長沢新助へ
沙汰および候ところ、わざわざ飛脚を
もって委細申し達し候はずに付
何分もって精々にて急きよ
着府いたし候儀、御頼み
申し候、もつとも右三十人の者ども
家内等もこれある義にて
かれこれ御差し支えの事も
これあるべき候間、右職人作料
の内一人に付一両づつ
前借いたさせ候にも苦しからず候
の間、その節は御陣屋
守両人へ立て替えさせ、来
月十五日納御才覚金
より差し引く故成さるべく候、委細

は長沢より申し遣わすべくはずに付
文略いたし候、右之段、
御意を得べく、かくのごときに御座候
恐惶謹言

十月十二日 五十嵐熊平

玉上甚左衛門様

組頭

安左衛門殿（田島）

四郎兵衛殿（古木）

清 藏殿（吉田）

（包紙）

「」

上州桐生新町

酒井大学頭江戸上屋敷

玉上甚左衛門様

五十嵐熊平

」

【解説】

今回も手紙文となりました。安政二年（一八五五）十月二日、突如、大江戸を襲った世に言う安政の大地震に関するものです。出羽松山藩の藩邸も壊されてしまい、国元をはじめ関東分領である桐生新町や大間々へ復興のために人足を差し出させたものです。文脈のながれからは、特に難しい文字はないのですが、そこが古文書です。書き手の癖（くせ）というのでしょうか二・三か所、苦勞しました。「義」と「事」。「内」と「由」。一応、文中（ ）内に付記しました。また手配され普請作業に従事する人足の留守を預かる家族にも手間賃のなかから一人当たりの経費を用意するよう配慮しています。その資金繰りは陣屋守に任せ、立替分の相殺（そうさつ）を指示しています。

【用語解説】

【次第】（しだい）…順序。一部始終。事情。（接尾語）として、当該事情の如何により、又その動作がすんだら、すぐの意に用いる。↑勝手次第。

【各様】（おのおのさま）…皆々、それぞれ、方々…。一人一人を指し、全体をいう。

【精々】（せいぜい）…出来る限りの努力をする様子。

【作料】（さくりよう）…手間（賃）、工賃とか。作業に従事した代償としての日当。

【才覚金】（さいかくきん）…通常、才覚とは才学とも書き、①学問上の才能、学

力をいい、②工夫、機知、機転という意であるが、この場合、一時金、臨時に徴収されるべき、賦課金をいう。地震・水害など復興を主とするもの、將軍上洛に領主が随行するための費用など金銭で納められた。

【陣屋守】(じんやもり)…陣屋役人詰めが不在(帰国・検見等の領内巡回等)のとき、上州御用商人のうちから有力者が業務を代行。通常二人。嘉永三年には、佐羽吉右衛門と孫兵衛の名が確認される。

【五十嵐熊平】…安政大地震にける江戸藩邸再建の普請奉行は、郡代北爪五郎兵衛、元締鈴木伴亀、御一紙方佐藤又次郎、五十嵐熊平がその下役となり、工事監督には、徒目付桑原岡右衛門、足輕目付阿部重平があたった。その金策の責任者が五十嵐熊平で、上州に出張し、商人らの資力に依存した。金銭の出入りは佐藤又次郎とともに委ねられ、時として不正の噂がたった。家老土方翁右衛門の訓戒もあったが、結果的には職人との契約金の一割を着服し露見、安政四年(一八五七)兩人は家名断絶の処分を受けた。これに縁座して北爪は監督不行届で引込隠居。鈴木はお咎めなかったとされる。

引用は『古文書用語辞典』(柏書房)『新明解国語辞典』(三省堂)・『桐生市人物事典』・『松山町史』ほか